委員会報告

予算常任委員会

委員長　橋本　恒夫

◈当初予算は骨格予算。３月補正と６月の政策予算補正で切れ目ない地域振興策を！

『見える・聞ける・わかる市政』として、地道に足元をしっかりと見据えた生活の基盤づくりを進める、との市長所信表明とともに提案されました平成21年度一般会計当初予算案は、対前年比４・９％減、金額では11億８千万円減の２２９億５千万円で編成されました。

これは、西川市長就任が予算編成時期と重なったことから、政策的な経費は６月補正予算で追加されるためであり、当面必要となる人件費や公債費、市民生活に直結する扶助費などの義務的経費、維持管理経費および継続事業を中心に計上した「骨格予算」となりました。このため、政策的経費となる建設事業などの投資的経費は、前年度と比較すると約７億７千万円、率にして35・２％の減額となりました。そのような中で、公民館や体育館などの使用料の無料化については当初予算に組み込まれました。

昨今の景気低迷による大企業の減産や休業、雇用調整により、先行き不透明感が増す中、市民生活にも大きな影響が出始めていることから、地域の経済や市民生活を守るために、平成21年度当初予算、20年度３月補正予算および政策予算が盛り込まれる６月補正予算において、切れ目ない、迅速かつ機動的な執行が求められるものです。

今期定例会での平成21年度当初予算審査では、市民生活に直結する公民館等の使用料無料化、児童や高齢者、障がい者に対する福祉施策、国保事業や病院事業、地域経済の活性化施策、小学校での外国語教育等々が議論され、政策予算となる６月補正に向けた提言も各委員から多く出されました。採決の結果、平成21年度の当初予算案は、一般会計を始めとする16会計はいずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決しました。

また、一般会計補正予算を含む13会計の平成20年度補正予算案についても、いずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決し、５日間に及ぶ審査を終了しました。特に、一般会計補正予算案では約８億８千万円の増額補正が行われ、国の臨時経済対策による交付金等を財源として地域活性化や生活対策のための予算が盛り込まれました。

その主なものは、国民に一時金を一律給付することとした定額給付金事業（８億７千４百万円）、子育て応援特別手当支給事業（２千９百万円）、今津勤労者体育センターの耐震改修事業（２億１千万円）、高島総合病院改築整備にかかる負担金（６千１百万円）、除雪用機械の購入（２千５百万円）、若者定住促進事業（２千５百万円）、信用保証料補給補助により地域企業を支援する地域経済緊急支援事業（４千万円）などであり、そのほとんどは４月以降に事業を繰り越して実施するものであります。

平成21年度当初予算額

会計区分		予算額	前年度比（△は減）
一般会計		229億5,000万円	△11億8,000万円
特別会計	国民健康保険特別会計（事業勘定）	53億130万円	△1億3,132万円
	（直診勘定）	8,420万円	△370万円
	老人保健医療特別会計	1,330万円	△5億5,198万円
	後期高齢者医療事業特別会計	4億5,620万円	△1,456万円
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	76万円	△99万円
	簡易水道事業特別会計	（水道事業に統合）0円	△8億5,892万円
	農林業集落排水事業特別会計	6億1,020万円	△2,642万円
	下水道事業特別会計	26億6,830万円	△6億7,674万円
	マキノ白谷温泉事業特別会計	290万円	△8万円
	市営バス事業特別会計	2,720万円	39万円
	熱供給事業特別会計	1,390万円	△75万円
	土地取得特別会計	3,327万円	△1,655万円
	介護保険事業特別会計	37億2,850万円	1億2,146万円
	訪問看護ステーション事業特別会計	7,900万円	△3万円
事業会計	水道事業会計	14億9,103万円	6億8,132万円
	病院事業会計	42億8,381万円	1億937万円
	介護老人保健施設事業会計	3億4,115万円	△1,202万円
予算総額		420億8,502万円	△25億6,152万円

総務常任委員会

委員長　大西　勝巳

◈公共施設の市民使用料の無料化で地域を元気に！

今期定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました14議案の審査結果についてご報告いたします。

議決案件では、伊黒ほか財産区財産等の財産処分に関するもの４件、在原地区移動通信用鉄塔整備をはじめ、辺地地域の振興を図る財源確保のため、辺地総合整備計画の変更および策定に関するものが２件。

体育施設でのスポーツ活動

また、条例案件では、職員の勤務時間の短縮など上位法令の改正に伴う条例の一部改正が１件、公共施設の市民使用料の無料化等をはじめ、公共施設の設置および管理に関するものが３件、国保税の医療給付費分にかかる暫定税率、普通徴収を12回とする特例納期制度適用の延長、まちづくり貸付金の貸付回数の拡大など、現行条例の見直しによる条例の一部改正が３件、国の２次補正で示された地域活性化生活対策交付金制度により、新たに基金を設置する新規条例１件であります。

とりわけ、議第16号の公民館をはじめ、社会教育施設や地域コミュニティ施設など、各地域において市民活動の拠点となる公共施設の市民使用料を無料化する案件につきましては、現行条例の制定の際には、議会におきましても、市の厳しい財政状況を背景に財政再建を優先させる必要から、多くの議論のもとに、減免措置など一定のルールづくりを提起しながら、当該使用料を利用者に求めることを認め、市民の皆さまにもご理解とご協力を願ってきた経緯がございます。こうしたこれまでの議論も踏まえ、各施設の運営等を所管する、文教福祉、産業建設両常任委員会の意見も参考とさせていただくため、市議会発足以来初めてとなる連合審査会を開き、慎重に審査を進めさせていただきました。審査結果につきましては、「賛成多数」で可決すべきものと決しましたが、このたびの審査を通じまして、無料化の実施にあたっては、特に、利用者あるいは施設を運営する指定管理先等への丁寧な説明を行い円滑に実施されること、利用者の安易な施設予約等を防ぎ、施設の有効利用の促進と利用される方のモラルの向上を図ること、設置目的に沿った施設本来の機能が十分発揮され、真に住民福祉の向上に資する事業を積極的に推進することなど、委員各位からは貴重な開陳がございました。

公民館での文化クラブ活動

これらの内容については、執行部に対し、特に配慮願うべき事項として、本会議での委員長報告の中に申し添えをさせていただいた次第であります。

どうか市民の皆さまには、この改正が地域を元気にする一つの起爆剤となりますよう、気軽に施設を利用され、活動の場を広げていただきたいと念願いたします。なお、その他の審査結果につきましては、いずれも原案のとおり「可決すべきもの」と決し閉会いたしました。